

【公募要領】私費外国人留学生授業料減免（2024 年度版）

1. 【制度の趣旨】

私費外国人留学生授業料減免は、東洋大学及び東洋大学大学院に在籍する私費外国人留学生の教育推進と経済的負担の軽減を目的とした制度です。授業料減免を受けられる皆さんは勉学に励み、修了後社会に貢献し、本学の校友として交流を図り、国際的ネットワークの推進に協力してください。

2. 【減免率】

大学院生	授業料の 30%相当額
------	-------------

3. 【資格】

- (1) 正規の課程に在学する私費による外国人留学生で、春学期は 5 月 1 日、秋学期は 10 月 31 日に在留資格が「留学」で在学している者（外国政府派遣の者は除く。）
 - (2) 経済的に修学が困難な者
 - (3) 親、兄弟、親戚等からの仕送り額が学費を除き月額 12 万円以下の者
 - (4) 別表第 1 の学業成績基準を充足した者
 - (5) 最短修業年限内の者（大学院博士前期課程・修士課程は 2 年間（4 セメスタ）、大学院博士後期課程は 3 年間（6 セメスタ））※休学期間は含まない
 - (6) 大学が指定する期間内に ToyoNet-ACE「留学生授業料減免申請」コースより、アンケートフォーム「授業料減免申請」に回答している者
 - (7) 試験における不正行為者等、学則に定める懲戒該当者でないこと
- ※各学期の基準日より前に在留資格「留学」以外に変更手続きをし、変更が認められた場合は減免対象となりません。

《（4）の学業成績基準について》

<別表第 1>

○【大学院生】学業成績基準

1 年生	履修登録が完了している者
在校生（2 年次以降）	直近に在学していた 2 セメスタの評定平均が 3.8 以上の者

（評定平均算出式）

$$\{ (S \text{ の科目数} \times 6) + (A \text{ の科目数} \times 5) + (B \text{ の科目数} \times 4) + (C \text{ の科目数} \times 3) + (D \text{ の科目数} \times 2) + (* \text{ の科目数} \times 0) \} \div \text{総履修登録科目数}$$

- 1 減免の判定は、新入生は履修登録を完了した時、2 年次以降については学年進級時に行う。
- 2 再入学者、復学者は、在学時の成績を上表の学業成績基準に照らして判定する。

4. 【減免方法と返金方法】

新入生、 編入生、復学生	全額納入の方	減免分の授業料は、春学期（8月）、秋学期（1月）の2回に分けて、本人の指定銀行口座へ返金します
	分割納入の方	減免分の授業料は、春学期入学の方には8月に、秋学期入学の方には1月に返金します。次の学期からは、減免後の学費を納入してください。
在校生	-	減免後の学費を納入してください。

5. 【申請時期・申請方法・結果発表】

対象学生	申請受付期間	減免対象期間	申請方法	結果発表（予定）
春学期新入生 (2024年4月入学者)	2024年4月9日(火)～ 5月5日(日)	2024年度春学期 2024年度秋学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業料減免」 コース	2024年7月12日(金)
秋学期進級生 (2024年10月進級者)	2024年7月16日(火)～ 7月28日(日)	2024年度秋学期 2025年度春学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業料減免」 コース	2024年9月30日(月)
秋学期新入生 (2024年10月入学者)	2024年10月8日(火)～ 10月20日(日)	2024年度秋学期 2025年度春学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業料減免」 コース	2024年12月13日(金)
春学期進級生 (2025年4月進級者)	2025年1月7日(火)～ 1月26日(日)	2025年度春学期 2025年度秋学期	ToyoNet-ACE 「留学生授業料減免」 コース	2025年3月28日(金)

※結果発表は東洋大学公式アプリの TOYO-info で配信します。

※在留資格変更等の理由により、正規の申請受付期間内に減免申請手続きが出来なかった場合、その他の申請受付期間内に減免申請できる可能性があります。詳しくは各キャンパスの学生生活担当窓口にご相談ください。

<申請から決定までの流れ>

- ① 全私費外国人留学生は、対象となる申請受付期間の開始日までに、ToyoNet-ACE の「留学生授業料減免」コースに登録されます。
- ② 申請希望者は、「【公募要領】私費外国人留学生授業料減免」をよく読み、期限内に申請手続きを行ってください。
- ③ 申請内容と学業成績等によって、減免の可否が決定されます。

6. 【減免の取消し】

授業料減免対象者が学則に定める懲戒に該当した場合、減免の資格を失います。また、授業料減免対象者が何らかの理由で減免対象外となった場合は、すでに減免された分の授業料の追加納入の必要が生じることがあります。

7. 【採用期間（学期）中に休学をした場合の手続】

授業料減免対象者が休学をする場合、休学期間中は減免が中断されます。復学した学期に以下の手続を完了し、再度減免の資格を満たしていることが確認できれば、減免を再開することができますので、休学される方は必ず期限内に手続を完了してください。

- ・ 提出書類：減免再開申請書（休学される際に学生生活担当窓口で受け取りください。）
- ・ 提出先：各キャンパス学生生活担当窓口
- ・ 提出期限：春学期に復学する場合は4月中、秋学期に復学する場合は9月中

8. 【成果報告】

在学中に一度でも私費外国人留学生授業料減免を受給された方は、卒業前に「成果報告書」を提出いただきます。提出方法等については、別途お知らせ致しますので、ご承知おきください。

9. 【海外大学へ留学する場合の注意事項】

海外大学等に留学中に進級する（学年が上がる）場合、その時点では留学先の大学で履修している単位が本学では認定されていないため、留学出発前に「3. 資格(4)」の学業成績基準を満たしていない限り、留学中に帰国後の学期の減免申請をしても減免対象外となります。

しかし、帰国後に留学中の単位が認定され、学年進級時に遡って「3. 資格(4)」を満たすケースもあります。もし留学中に帰国後の学期の減免申請をしていた方で、一度減免対象外となっていたものの、このケースにあてはまる場合は、単位認定後2週間以内に奨学金担当窓口へ申し出てください。審査の結果、減免対象者と認められた場合は、後日、減免相当額の還付（学費納付前であれば減免）を受けられる可能性があります。ただし、この手続により、減免対象者となることが確約されているわけではありません。留学と同時に帰国後の学期の減免申請を検討されている方は、必ず事前に奨学金担当窓口にご相談ください。